

水環境いばらき

〔 社団法人 茨城県水質保全協会 会報 〕

平成20年4月1日

第6号

MIZUKANKYOU IBARAKI



写真／しだれ桜(六地藏寺)

- 平成20年度浄化槽関係国予算の概要
- 平成20年度浄化槽関係県予算の概要
- 高度処理型登録浄化槽一覧
- 森林湖沼環境税の導入について





環境フェア開催

平成19年11月10日（土）・11日（日）ひたちなか市総合運動公園において、環境フェアが開催されました。

当協会は、カットモデル浄化槽の展示やパンフレットの配布、浄化槽クイズや紙芝居を実施して多くの来場者に浄化槽の重要性を啓蒙しました。

浄化槽行政担当者技術研修会開催

平成20年1月17日（木）水戸市内において、浄化槽行政担当者技術研修会が開催されました。

市町村の浄化槽担当職員や県各地方総合事務所担当職員約60名が参加し、県廃棄物対策課織裳主任、県北地方総合事務所環境保全課石神係長、日本環境整備教育センター久川主幹、水質保全協会菱木次長らの講義を熱心に聴いていました。



設備業六団体合同新春の集い開催

平成20年1月28日（月）水戸市内において、設備業六団体合同の「新春の集い」が開催され、茨城県知事、県議会議員、各関係団体の代表者等、来賓を含め約220名が出席しました。

茨管連横須賀会長が代表として挨拶し、来賓からは橋本昌県知事、関宗長県議、海野透県議らより祝辞を頂き、盛大に新年の幕開けを祝しました。



平成20年度 浄化槽管理士講習会 茨城会場開催

浄化槽管理士講習会の茨城会場を下記のとおり開催いたします。

- 講習期間 平成20年8月25日（月）～9月6日（土）（13日間連続です）
- 開催場所 水戸市民会館、茨城県民文化センター
（初日と最終日のみ文化センターになります）
- 受講料金 129,700円（浄化槽設備士資格取得者で受講一部免除を選択する者120,200円）
- 受付期間 平成20年7月18日（金）～平成20年8月1日（金）
- 受講資格 学歴、実務経験を一切問いません。（どなたでも受講できます）
- 定員 100名（先着順）

※詳細については、当協会総務課までお問い合わせ下さい。

平成20年度浄化槽推進関係国予算の概要

1 健全な水環境に資する浄化槽の整備促進

13,040百万円

汚水処理施設の効率的・効果的な整備を図るとともに、循環型社会の形成を推進するため、健全な水環境に資する浄化槽整備の一層の促進に必要な予算を計上。

○循環型社会形成推進交付金

13,040百万円

- ・市町村の自主性と創意工夫をいかながら浄化槽の整備を推進。

浄化槽整備事業の内訳

【単位：百万円】

	平成19年度 予算額	平成20年度 予算額	対前年度比 %
浄化槽整備事業総額	(13,976)	(13,637)	(97.6)
	13,296	13,040	98.1

注1：上段（ ）は、内閣府（沖縄）、国土交通省（北海道、離島）計上分を含めた額。

※ 上記の他、内閣府に地域再生基盤強化交付金（汚水処理設備交付金）を計上

総額144,608百万円の内数

- ・地域再生計画に基づいて、環境省、農林水産省、国土交通省所管の汚水処理施設の整備を効率的に行うための、事業間での融通や年度間での事業量の変更が可能な予算。

2 国の支援措置の充実・強化のための助成制度の見直し

○高度処理型浄化槽の普及促進のための基準額の特例の創設

浄化槽市町村整備推進事業で、高度処理型浄化槽を助成の対象とすることができる地域において高度処理型浄化槽のみで整備する旨を条例などで制定等の後、次の要件等を満たす場合は基準額の特例を適用する。

助成額等

- ・通常型浄化槽設置の基準額をもって高度処理型浄化槽を整備
- ・高度処理型浄化槽と通常型浄化槽の基準額の差額分を公費で助成

助成期間

- ・条例などで制定等の後、5年間

○浄化槽市町村整備推進事業の事業年度内整備戸数要件の緩和等

①年度内整備戸数要件撤廃の設定

浄化槽市町村整備推進事業を7年継続又は100戸以上整備、かつ、浄化槽市町村整備推進事業区域内の浄化槽人口普及率が70%以上の場合は、年度内整備戸数要件を撤廃する。

②年度内整備戸数地域（10戸以上）の拡大

「湖沼水質保全特別措置法の指定地域」を加える。

3 浄化槽整備のための支援強化

56百万円

○浄化槽整備推進事業の推進

浄化槽整備の促進に資するよう、経済性・効率性に優れた浄化槽整備の効果や維持管理の重要性についての理解を一層進めるため、民間団体等と連携しつつシンポジウム等の普及啓発事業を実施する。

○災害時の浄化槽被害等対策マニュアル作成費

近年の災害についての調査を踏まえて、浄化槽の災害時の緊急対応を明確にし、被害地域全体の浄化槽システムとしての応急処置等、迅速な対応が行えるよう「浄化槽被害等対策マニュアル」を作成する。

（その他関連事項）

「日中環境保護協力の強化に関する共同声明」を受けて、低コストな分散型排水処理施設や浄化槽などの水管理技術に係る適用可能モデル事業を行い、現地に合った水環境管理体系を構築するための協力を行う「日中水環境パートナーシップ」経費（191百万円）を水・大気環境局で計上。

平成20年度 茨城県の浄化槽補助事業の概要

1 予算額等

(1) 浄化槽設置助成費	248,380千円	継続
(2) 霞ヶ浦流域等高度処理型浄化槽設置促進事業費	68,028千円	継続
(3) 浄化槽設置促進事業	235,488千円	新規

【森林湖沼環境税を財源に補助制度を拡充】

- ・高度処理型浄化槽上乘せ補助(個人設置型)
- ・市町村設置型浄化槽(NP型)整備の補助率引き上げ
- ・単独処理浄化槽の撤去補助事業の拡充
- ・財政力指数による補助金の制限(交付率)を緩和

2 制度概要

(1) 対象地域

ア 下水道事業認可区域及び農業集落排水事業計画区域を除く地域

イ 下水道整備が当分の間(概ね7年以上)見込まれない下水道事業認可区域であって、湖沼水質保全特別措置法の指定地域又は水質汚濁防止法の生活排水対策重点地域に該当する地域

ウ 農業集落排水施設の整備が当分の間(概ね7年以上)見込まれない農業集落排水事業計画区域内の地域

上記ア、イ又はウのいずれかの地域において、次の①～③の区分ごとの補助を実施する。

①霞ヶ浦流域

- ・北浦沿岸市町村(4市)：NP型のみが補助対象
- ・北浦沿岸以外(18市町村)：NP型、N型が補助対象

②涸沼、牛久沼等の湖沼流域

NP型、N型が補助対象

③その他(霞ヶ浦、涸沼、牛久沼流域を除く地域)

通常型が補助対象

※単独処理浄化槽を撤去して合併処理浄化槽に転換する場合は、県内全域において単独処理浄化槽の撤去費用が補助対象となる。

(2) 補助額、補助率等

①個人設置型

浄化槽設置者に市町村が交付する設置補助額の一部について、市町村に対して補助

- ・NP型(窒素及びりん除去型)浄化槽
補助額：876千円/基(5人槽の場合)
(負担割合 国176, 県524, 市町村176, 設置者自己負担446)
- ・N型(窒素除去型)浄化槽
補助額：664千円/基(5人槽の場合)
(負担割合 国148, 県368, 市町村148, 設置者自己負担446)
- ・通常型浄化槽
補助額：294千円/基(5人槽の場合)
(負担割合 国98, 県98, 市町村98, 設置者自己負担446)

※県補助額は、市町村の財政力指数に基づく交付率の適用あり

②市町村設置型浄化槽の整備促進

市町村がNP型浄化槽を自ら整備し、維持管理する場合に設置費の一部について、市町村に対して補助

・補助対象経費

下水道事業債充当額から交付税措置分を控除した額（市町村実負担分）

・補助率 9/10×交付率（市町村の財政力指数に基づき設定）

③単独処理浄化槽の撤去補助

単独処理浄化槽を撤去して（合併処理）浄化槽に転換する場合に、単独処理浄化槽の撤去費用について補助

補助額：基準額（9万円）×補助率（10/10）×交付率（市町村の財政力指数に基づき設定）

霞ヶ浦流域内では高度処理型浄化槽の設置が義務です!!

茨城県環境対策課

県では、平成18年度に策定した霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画(第5期)で掲げる長期的ビジョンである「泳げる霞ヶ浦・遊べる河川」を達成するため、霞ヶ浦水質保全条例(平成19年10月1日施行)において、霞ヶ浦流域内の各家庭に対しては以下のように窒素・りんを除去できる高度処理型浄化槽の設置が義務付けられます。

また、条例の規定に違反して通常の合併処理浄化槽を設置されている場合には、設置業者に対しても知事による指導、助言、勧告を行います。なお、悪質な場合は公表する事もあります。

*高度処理型浄化槽は、『窒素除去型』又は『窒素及びりん除去型』のどちらでも条例に適合します。



高度処理型浄化槽の設置が必要な場合

- ◎単独浄化槽・汲み取り式便所を設置している場合
*下水道・農業集落排水施設の計画区域は除きます。
- ◎新築又はリフォームなどで浄化槽を新たに設置する場合



《霞ヶ浦流域内の生活排水の処理方法》

生活排水の処理方法は地区により異なります。

お住まいの地域での処理方法を表により確認してみましょう。

地域区分	通常型の合併処理浄化槽を使っている場合	単独処理浄化槽又は汲み取りトイレを使っている場合	新築や改築で浄化槽を新たに設置する場合
下水道・農業集落排水施設の整備区域 *注1	← 下水道・農業集落排水施設へ接続してください →		
下水道・農業集落排水施設の計画区域 *注1	← 下水道等が整備された場合速やかに接続してください →		高度処理型浄化槽を 設置してください
上記以外	家の建て替えなどを行うまで、 今の浄化槽を使ってください *注2		← 高度処理型浄化槽を設置してください →

*注1) 下水道・農業集落排水施設の整備区域又は計画区域については市町村窓口へお問い合わせください。

*注2) ただし、新築・改築の際には高度処理型浄化槽を設置してください。

嘱託採水員の皆様へ

新11条検査の推進につきましては、日頃から御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、この度、新11条検査も5年目となり幾つかの問題点が出てきたため、採水業務の変更や改善を行いました。つきましては再度、確認の程宜しくお願い致します。

1. 採水ラベルについて

採水ラベルが新しくなりました。詳しい変更点は右図をご覧ください。もし採水ラベルで古いタイプの採水ラベルがありましたら、当協会まで返却して下さい。

※1・※2

新タイプでは記入欄が無くなりました。

※3・※4

新タイプでは記入場所が変更になっています。

※5

旧タイプには記入欄がなく、新タイプで新たに受付番号という記入欄が出来ました。

旧タイプ	新タイプ
(社) 茨城県水質保全協会検査部	
採水日: <u> </u> / <u> </u> / <u> </u> 方式: <u>合併・単独</u>	採水日: <u> </u> / <u> </u> / <u> </u> 方式: <u>合併・単独</u>
※1 <u>市町村</u> : <u> </u>	※3 <u>採水業者</u> : <u> </u>
※2 <u>試料名</u> : <u> </u>	※4 <u>採水者</u> : <u> </u>
採水場所: <u>沈殿槽・越流水</u>	採水場所: <u>沈殿槽・越流水</u>
透視度: <u> </u> 臭気: <u>有・無</u>	透視度: <u> </u> 臭気: <u>有・無</u>
油脂分: <u>有・無</u>	油脂分: <u>有・無</u>
希釈倍率 <u> </u>	MEMO <u> </u>
	MEMO <u> </u>

2. 採水ラベルへの検体データの記入の仕方について

採水ラベルに検体のデータを記入する際は、油性タイプのペンを使用して下さい。水性ペンで記入すると、結露等で採水瓶が濡れた場合に文字が滲んで読めなくなってしまう事があります。

採水瓶に採水ラベルを貼る時には、ラベルの四つ角の一部を少し折ってから採水瓶に貼って下さい。

また下記に採水ラベルの記入の仕方についてまとめましたので、再度、確認を宜しくお願い致します。

- ・採水日……検体を採水した日付を記入します。
- ・方式……合併又は単独を○で囲んで下さい。
- ・採水業者……茨城県に登録してある保守点検の登録番号を記入して下さい。
- ・採水者……当協会が嘱託採水員講習会を受講した際に交付された、身分証又は委嘱状に記載されている登録番号を記入して下さい。
- ・受付番号……検査票の左上の一番上に記載されている受付番号を記入して下さい。
- ・採水場所……採水場所である沈殿槽又は越流水のどちらで採水したかを○で囲んで下さい。
- ・透視度……沈殿槽又は越流水の透視度を記入して下さい。
- ・臭気……臭気の有無を○で囲んで下さい。
- ・油脂……油脂の有無を○で囲んで下さい。
- ・MEMO……何か気付いた点や状態等がありましたら記入して下さい。

3. 採水の仕方について

・塩素

BODは水中の好気性微生物によって消費される溶存酸素量の事で、微生物を用いた測定方法です。そのため、消毒後の水(放流水)を採水してしまうと、微生物が殺滅されているのでBODは異常値を示してしまいます。必ず消毒前の処理水を採水して下さい。

・SS (浮遊物質)

スカムや汚泥等のSSが多量に混入していると、BODが高い値を示してしまいますので、出来るだけ巻き込まない様に注意して採水して下さい。

4. 採水後の保存、搬入について

BODについてJISでは、「この試験は試料採取後直ちに行う。直ちに試験ができない場合には0～10℃の暗所に保存し、なるべく早く試験する。冷所に保存する場合には、凍結させないようにする」となっています。上記のように、BODは採水後すぐに測定する分析です。検体を余り長くおいてしまうと正確な値が測定できない事がありますので、採水後はなるべく早く当協会へ搬入するようにして下さい。また、検体を冷蔵庫等の冷暗所で保存する場合は、凍結しないように注意して下さい。

高度処理型（N除去型）登録浄化槽一覧表

34 登録 15 社

平成 20.3.3 現在

登録番号	社名	型式名	登録年月日	登録更新日	登録有効期限
1	0941102 (株)日立ハウステック	KBF 5, 6, 7, 8, 10 型	H7. 7. 24	H10. 6. 19 H15. 4. 18	H20. 7. 23
2	1000402 アムズ(株)	アムズC X E 5, 6, 7, 8, 10 型	H8. 1. 22	H10. 11. 12 H15. 12. 11	H21. 1. 21
3	1170802 (株)ダイキアクシス	ダイキ小規模合併処理浄化槽RCH 5N, 7N, 10N 型	H9. 1. 8	H11. 12. 14 H16. 12. 22	H22. 1. 7
4	1200902 ニッコー(株)	ニッコー小規模合併処理浄化槽DCH 5N, 7N, 10N 型	H9. 2. 20	H11. 12. 14 H16. 12. 22	H22. 2. 19
5	1310502 (株)ハネマツ	ハネマツ小規模合併処理浄化槽KGX 5, 7, 10 型	H9. 9. 16	H12. 6. 15 H17. 8. 26	H22. 9. 15
6	1320902 日本ゼオン(株)	ゼオン高性能小規模合併処理浄化槽GPN 5, 7, 10 型	H9. 9. 16	H12. 6. 15 H17. 8. 26	H22. 9. 15
7	1380602 (株)クボタ	クボタ浄化槽RS 5P, 7P, 10P 型	H9. 12. 18	H12. 10. 20 H17. 8. 26	H22. 12. 17
8	1550802 (株)西原ネオ	ネオ浄化槽MCB 2 5, 7, 10 型	H10. 12. 18	H13. 10. 17 H18. 12. 15	H23. 12. 17
9	1670802 山正産業(株)	ハイスタープラントβ 5, 7, 10 型	H11. 8. 20	H14. 7. 10 H19. 8. 17	H24. 8. 19
10	1790402 (株)ダイキアクシス	ダイキ小規模合併処理浄化槽KR N 5, 7, 10 型	H12. 11. 29	H15. 10. 23 H18. 8. 18	H21. 11. 28
11	1830301 ニッコー(株)	ニッコー高度処理浄化槽NX 5, 6, 7, 8, 10 型	H13. 4. 20	H16. 2. 20	H21. 4. 19
12	1860301 アムズ(株)	アムズC X A 5, 7, 10 型	H13. 4. 20	H16. 2. 20	H21. 4. 19
13	1870601 (株)日立ハウステック	DBF 1 5, 7 型	H13. 4. 20	H16. 2. 20	H21. 4. 19
14	1940301 フジクリーン工業(株)	フジクリーンCRN 5, 6, 7, 8, 10 型	H13. 12. 17	H16. 8. 20	H21. 12. 16
15	2020601 (株)クボタ	クボタ浄化槽KN 5RT, 7RT, 10RT 型	H15. 2. 7	H17. 12. 16	H23. 2. 6
16	2050301 大栄産業(株)	ダイエー浄化槽NA 5, 7, 10 型	H15. 4. 18	H18. 2. 10	H21. 4. 17
17	2100501 大栄産業(株)	ダイエー浄化槽FDN 5, 7, 10 型	H15. 10. 23	H18. 8. 18	H23. 10. 22
18	2120401 (株)クボタ	クボタ浄化槽KY 5RC, 7RC, 10RC 型	H16. 6. 18	H19. 4. 20	H24. 6. 17
19	2170401 大栄産業(株)	ダイエー浄化槽FCS 5, 7 II, 10 型 ダイエー浄化槽FCS 7 型	H17. 2. 18	H20. 2. 15	H23. 2. 17
20	2190101 (株)アールエコ	アールエコ合併処理浄化槽BMZ 5, 7, 10 型	H17. 4. 15	H19. 12. 14	H23. 4. 14
21	2220100 (株)日立ハウステック	KBR 1 5, 7, 10 型	H17. 12. 16	H20. 2. 15	H20. 12. 15
22	2230000 アムズ(株)	ディスボーザ対応浄化槽アムズRDJ 5, 7, 10 型	H17. 12. 16		H20. 12. 15
23	2240000 (株)クボタ	クボタ浄化槽DSJ 5k, 7k, 10k 型	H17. 12. 16		H20. 12. 15
24	2250000 (株)ダイキアクシス	ダイキディスボーザ対応浄化槽DSJ 5, 7, 10 型	H17. 12. 16		H20. 12. 15
25	2260000 フジクリーン工業(株)	フジクリーンCD 5, 7, 10 型	H17. 12. 16		H20. 12. 15
26	2280300 日本ゼオン(株)	ゼオン浄化槽GPCN 5, 7 型 / 10 型追加登録	H18. 2. 10/ H19. 6. 15		H21. 2. 9
27	2290200 前澤化成工業(株)	マエザワ浄化槽VRX 5, 7 型 / 10 型追加登録	H18. 2. 10/ H19. 6. 15		H21. 2. 9
28	2300200 (株)ハネマツ	ハネマツ浄化槽KGCN 5, 7 型 / 10 型追加登録	H18. 2. 10/ H19. 6. 15		H21. 2. 9
29	2320000 フジクリーン工業(株)	フジクリーンCE 5, 7, 10 型	H18. 6. 16		H21. 6. 15
30	2330100 積水ホームテクノ(株)	セキスイ小型合併処理浄化槽SGF II 5, 7, 10 型	H18. 6. 16		H21. 6. 15
31	2350200 (株)日立ハウステック	DBR 5, 7, 10 型	H18. 8. 18		H21. 8. 17
32	2360100 ニッコー(株)	ニッコー小規模浄化槽NBR 5, 7, 10 型	H18. 8. 18		H21. 8. 17
33	2380000 (株)西原ネオ	ネオ浄化槽MCF 5, 7 II, 10 型	H19. 2. 16		H22. 2. 15
34	2430000 (株)ダイキアクシス	ダイキ浄化槽DCN 5, 7, 10 型	H20. 2. 15		H23. 2. 14

高度処理型（N・P除去型）登録浄化槽一覧表

5 登録 5 社

平成 20.3.3 現在

登録番号	社名	型式名	登録年月日	登録更新日	登録有効期限
1	1950301 フジクリーン工業(株)	フジクリーンCRX 5, 6, 7, 8, 10 型	H13. 12. 17	H16. 8. 20	H21. 12. 16
2	2090101 三洋電機(株)	三洋電機SJS 5, 6, 7, 8, 10 型	H15. 8. 22	H18. 8. 18	H23. 8. 21
3	2400000 日本ゼオン(株)	ゼオン浄化槽GPX 5, 7, 10 型	H19. 12. 14		H22. 12. 13
4	2410000 (株)ハネマツ	ハネマツ浄化槽KGC R 5, 7, 10 型	H19. 12. 14		H22. 12. 13
5	2420000 前澤化成工業(株)	マエザワ浄化槽VRXP 5, 7, 10 型	H19. 12. 14		H22. 12. 13

BOD高度処理型（膜分離型）登録浄化槽一覧表

3 登録 3 社

平成 20.3.3 現在

登録番号	社名	型式名	登録年月日	登録更新日	登録有効期限
1	1640402 (株)クボタ	クボタ浄化槽KM 5, 7, 10 型	H11. 8. 20	H14. 6. 14 H19. 6. 15	H24. 8. 19
2	1740401 第一公害プラント(株)	Abic 浄化槽FM 5, 7, 10 型	H12. 6. 15	H15. 4. 18	H20. 6. 14
3	2200100 ニッコー(株)	ニッコー小規模浄化槽MB 5, 7, 10 型	H17. 6. 10		H20. 6. 9

高度処理型（N除去型）BOD高度処理型（膜分離型）登録浄化槽一覧表

1 登録 1 社

平成 20.3.3 現在

登録番号	社名	型式名	登録年月日	登録更新日	登録有効期限
1	2390000 ニッコー(株)	ニッコー小規模浄化槽MBN 5, 7, 10 型	H19. 6. 15		H22. 6. 14

支部活動

◆水戸支部……………(支部長)成田浩明

19年5月16日……………平成19年度通常総会
 6月29日……………平成19年度臨時総会
 11月2日……………懇親ゴルフコンペ(ひたちなか支部合同)

◆日立支部……………(支部長)五十嵐裕治

市町村設置型小型合併浄化槽の日立市における現況について

日立市における公共下水道の普及は、県内でも早期から計画が促進され、現在市街地に於いては、ほぼ全域が整備されつつあります。

ところが山間部に於いては、土地の傾斜や点在する民家の距離等の問題で、これまではなかなか普及には至りませんでした。

しかしながら、このたびいち早く国庫補助事業を申請し、こうした山間部の生活環境向上の為、小型合併浄化槽を設置し水洗化への取り組みを行ったところです。

事業期間は10年とし、平成15年から現在までに213基を設置、その成果を上げております。

当支部では、計画当初より本事業を積極的に支援すると共に、全浄連、本県協会が推し進める浄化槽機能保証制度について数度にわたり担当課と協議を重ね、同制度についてご理解を深めていただきました。

また、同工事ならびに維持管理の発注に際しては要望書を提出し、技術・技能に優れた当支部会員への指名をいただけるようお願いし、会員の受注につなげております。

このように、今回は国庫補助事業として市営の下に進んできたわけではありますが、我々業界としても今後は個別山間部対策に積極的に活動を展開していかねばならないと考えます。

このたび、日立市では隣接する十王町と合併を果たし、人口が増えた反面、その面積の多くが山間部であることを考慮すれば、業界として浄化槽普及促進のために、きめ細かい対応とサービスが求められることになると思われます。

当支部としては、市当局の要請によって、今後も出来る限りの支援・協力を
 行う方向で緊密な連携をとれるよう活動を展開していく所存です。

尚、本稿作成にあたり、資料をご提供いただきました
 ご担当課様に謹んでお礼申し上げます。



◆ひたちなか支部…………… (支部長) 望月 福男

ひたちなか支部は、関連業者34社の加盟のもとに運営されてきており、現在は特に会員間の連携、協力体制が進む中で、年間スケジュールに沿った支部活動も活発に行われる等、真に茨城県域における水質の改善・保全への意識も高まってきております。

こうした中、平成19年度においても支部総会での総意のもと、鋭意活動を展開してきておりますが、今回は、平成18年度の具体的取り組みを紹介致します。

【支部役員会】

- 平成18年 6月6日(水) 出席役員10名……………議題：第32回支部総会対策について
 平成18年10月4日(木) 出席役員9名……………議題：①浄化槽技術講習会開催について
 ②会員親睦ゴルフコンペについて
 平成18年11月24日(土) 出席役員8名……………議題：浄化槽講習会準備

【第32回支部総会】

- 平成18年7月7日(土) 出席会員24名
 議案 平成17年度事業報告
 平成17年度収支決算
 平成18年度事業計画
 平成18年度収支予算



【会員親睦ゴルフコンペ】

- 平成18年11月17日(土) 出席会員13名



【講習会・講演会】

- 平成18年12月14日(金) 出席会員18名
 議題：浄化槽法改正について
 講師 茨城県廃棄物対策課……………織裳氏
 茨城県北地方総合事務所……………渡辺氏
 議題：人生講和とガマの油売り口上
 講師 元ひたちなか市中央消防署長
 安 治寿

【その他】

- ①浄化槽管理士講習会
 ②浄化槽維持管理技術研修会
 ③全浄連ニュース、水環境いばらき配布協力



森林湖沼環境税にご協力ください。

「森林湖沼環境税」について、平成20年度からご協力をいただくことになりましたので、お知らせします。

茨城県

豊かな水と緑は、茨城に暮らす私たちにとって大きな魅力であり、大切な財産です。身近な環境である森林や霞ヶ浦をはじめとする湖沼・河川は、水源のかん養、自然災害の防止、水道用水や農業・工業用水の水源、さらには地球温暖化の防止など、県民生活や産業を支えるさまざまな公益的機能を持っています。しかし現状を見ると、管理放棄され荒廃した森林が増加し、また霞ヶ浦をはじめとする湖沼の水質は、汚濁の進行は抑えられているものの、目に見えるほどの大幅な改善には至っていません。

このため、森林や湖沼・河川の果たす公益的機能を十分に発揮できるような状態で、次の世代に引き継いでいくために、これらの自然環境の保全を行うことを目的に、森林湖沼環境税を導入することになりました。県民（個人・法人）の皆様は、広く等しくご負担いただくこととなりますが、ご理解いただきますようお願いいたします。

◎ 森林湖沼環境税の概要

課税方式	県民税の均等割額への超過課税（上乗せ）方式													
	個人	法人												
税率	個人県民税均等割（現行：年1,000円）に年額1,000円を上乗せ ※ただし、次の方は課税されません。 ・生活保護法による生活扶助を受けている方 ・前年中の合計所得金額が125万円以下の障害者，未成年者，寡婦または寡夫の方 ・前年中の合計所得金額が市町村の条例で定める金額以下の方	法人県民税均等割（現行：資本金に応じ年2～80万円の5段階）に年額10%を上乗せ <table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金等の額</th> <th>年税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50億円超</td> <td>80,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円超50億円以下</td> <td>54,000円</td> </tr> <tr> <td>1億円超10億円以下</td> <td>13,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円超1億円以下</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円以下</td> <td>2,000円</td> </tr> </tbody> </table>	資本金等の額	年税率	50億円超	80,000円	10億円超50億円以下	54,000円	1億円超10億円以下	13,000円	1千万円超1億円以下	5,000円	1千万円以下	2,000円
	資本金等の額	年税率												
50億円超	80,000円													
10億円超50億円以下	54,000円													
1億円超10億円以下	13,000円													
1千万円超1億円以下	5,000円													
1千万円以下	2,000円													
課税期間	平成20年度から5年間													
税収見込	概ね年16億円 （霞ヶ浦等の水質保全や森林の保全・整備のため5年間で約80億円が必要）													

◎霞ヶ浦をはじめとする湖沼・河川の水質保全への使いみち(必要な事業費:年間約8億円)

① 生活排水などの汚濁負荷量の削減(点源対策)を推進します(約4億円)

○生活排水対策

窒素、りんを除去できる高度処理型浄化槽の普及促進

- ・新税により制度を拡充して整備する基数……………年平均800基
 - ・新税により制度を拡充して撤去促進する単独処理浄化槽の基数……………年平均400基
- 下水道・農業集落排水施設への接続促進

○工場・事業場からの排水対策

- ・霞ヶ浦水質保全条例による規制強化に対応するための無利子融資による排水処理施設の設置促進
- ・水質保全相談指導員の配置などによる相談・指導・監視体制の強化

○家畜排せつ物対策

- ・霞ヶ浦水質保全条例による規制強化に対応するための汚濁負荷削減施設の整備促進

② 農地や市街地からの流出水への新たな対策(面源対策)を推進します(約3.5億円)

○農地からの流出水対策

- ・湖岸の水田・ハス田などに循環かんがい施設を整備

○市街地からの流出水対策

- ・流出水対策地区などに植生浄化施設などを設置

③ 県民参加による水質保全活動を促進するとともに、

県民意識の醸成を図ります(約0.5億円)

○市民団体の活動に対する支援の強化

- ・市民団体の連携の強化、浄化実践活動への支援の充実

○意識啓発活動の強化

- ・きめ細かな意識啓発活動の展開、小中学生を対象とする湖上体験学習の推進など

※この他、森林の保全・整備などの取組みに活用することとしています。

詳しくは県ホームページをご覧ください。

ホームページ (<http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/soumu/zeimu/shinzei/index.htm>)

■ 税のしくみに関すること

県税務課

TEL 029-301-2418

FAX 029-301-2448

■ 税の使いみちに関すること(湖沼)

県環境対策課

TEL 029-301-2968

FAX 029-301-2969



笠原水道 [水戸市]

笠原不動谷から溢れる豊富な湧水を利用して創られた笠原水道は、水戸第2代藩主・徳川光圀公が、水戸市内・下市地域に水を供給する為に建造した「日本で18番目に古い水道」として有名です。

写真は明治時代に水戸の下市地区に設置されていた「竜頭共用栓」を復元したもので、竜の口からは、湧水で作られた水道水が流れるようになっており、誰でも自由に水を汲むことができるようになっています。



一口メモ



リン(P)

リンは、窒素とともに、生物にとって最も重要な無機栄養塩類である。動物は、植物に取り込まれたリンを食べることにより、体内で細胞の構成要素となり、また、リン酸カルシウムとして骨などを形成する。

動植物が死ぬと細菌類によって分解されたポリリン酸、リン酸等が水中や土壌中に移行する。また、農地にまかれたリン肥料は作物や土壌に吸収されたり、河川に流出し藻類や水草に摂取されたり、底泥に沈降したりする。このようにリンも窒素同様富栄養化の原因の一つとされている。

水中のリン化合物としては、農薬、エステル、リン脂質などの有機リン化合物と、オルトリン酸、メタリン酸、ポリリン酸などの無機リン酸があり、これら各種化合物中に含まれるリンの総和を全リンという。

〒310-0011 茨城県水戸市三の丸3-11-13

茨城県知事指定浄化槽検査機関

社団法人 茨城県水質保全協会

総務部 TEL.029-227-4821 FAX.029-227-4822
E-メール ishik@herb.ocn.ne.jp

検査部 TEL.029-227-4836 FAX.029-227-4592
E-メール ishik@mx8.ttcn.ne.jp

ホームページ <http://www.e-mizu-ibaraki.com/>

協会の業務案内

総務部

- 浄化槽に係る広報及び啓発
- 浄化槽の機能保証事業
- 設置届出書、保守点検及び清掃カード等の図書類販売

検査部

- 浄化槽の法定検査
- 水質保全に関する教育指導
- 浄化槽の設計施工及び維持管理に関する指導
- 技術的相談業務
- 各種調査、試験

協会案内図



徒歩

JR水戸駅北口
徒歩 15分～20分

バス

JR水戸駅北口から
日赤入口下車
徒歩 5～6分